

平成28年度  
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

13 - 1

(介護老人保健施設、短期入所療養介護(老健)  
介護予防短期入所療養介護(老健))

|     |
|-----|
| 資 料 |
|-----|

## 〔 目 次 〕

|   |    |
|---|----|
| 変更許可申請・指定事項等変更届の提出漏れが多い事項について .....                               | 1  |
| 介護老人保健施設の従業者が通所リハビリテーションの従業者を兼務する場合、勤務時間及び勤務形態はどのように解釈するのか? ..... | 3  |
| 在宅強化型及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算の算定要件及び算定に係る留意事項について .....                  | 4  |
| 退所時等指導加算算定に係る留意事項について .....                                       | 9  |
| 経口移行加算及び経口維持加算算定に係る留意事項について .....                                 | 10 |
| 養介護施設従事者等による高齢者虐待について .....                                       | 12 |
| 介護支援専門員証について .....  | 15 |

**変更許可申請・指定事項等変更届の提出漏れが多い事項について**

法令に規定する事項に変更が生じた場合、介護老人保健施設(みなし指定である短期入所療養介護、通所リハビリテーションを含む。)においては、介護老人保健施設変更許可申請書(様式第12号)又は指定事項等変更届(様式第8号)を提出する必要があります(詳細は表1、表2をご覧ください。)

特に、以下の事項につきましては、提出漏れが多く見受けられますので、ご注意ください。

必ずしも本個別編の対象サービスにおける事例に限ったものではなく、他サービスでの事例も含む場合があります。以下同じ。

提出漏れが多い事項

|  |
|--|
| 介護老人保健施設変更許可申請書  |
| ・建物(事業所)の平面図(各室の用途を含む)の変更<br>変更を行う前に許可を受ける必要があります。許可を受けずに変更していたことから、実地指導で指導を行った事例もありました。 |
| 指定事項等変更届   |
| ・役員の氏名又は住所の変更  |

【表1】変更許可申請と指定事項等変更届の違い

|          | 変更許可申請   | 指定事項等変更届  |
|----------|--|---|
| 提出様式     | 介護老人保健施設変更許可申請書(様式第12号)<br>様式及び添付書類については下関市ホームページにて確認してください。<br>[ホームページ掲載場所]<br>下関市ホームページトップページ( <a href="http://www.city.shimonoseki.lg.jp/">http://www.city.shimonoseki.lg.jp/</a> )<br>事業者の方へ<br>保健・福祉<br>介護保険<br>介護保険サービス事業の申請様式等について(施設系サービス)<br>又は 介護保険サービス事業の申請様式等について(訪問通所系サービス) | 指定事項等変更届(様式第8号)   |
| 提出時期     | 変更前1箇月~2週間を目途<br>急な従業者の員数の変更など、上記によりがたい事情が生じた場合は、別途ご相談ください。<br>工事を伴うものなどについては、着工前にご相談いただき、十分協議してください(変更許可申請は、工事そのものに対してではなく、工事終了後の状態で使用することに対して許可を受けるものです。)<br>現地確認を行う場合があります。   | 算定体制の変更以外<br>変更後10日以内<br>算定体制の変更<br>・老健・(介護予防)短期療養<br>届出が受理された日が属する月の翌月(月の初日の場合はその月)から算定開始。<br>国保連へのデータ送信の都合上、月の初日に提出する場合は、事前にご一報ください。<br>・(介護予防)通所リハ<br>届出が15日以前に提出された場合は翌月から、16日以降に提出された場合は翌々月から算定開始。 |
| 下関市からの通知 | 許可通知   | なし  |
| 手数料      | 建物のく体に影響を及ぼす構造設備の変更を伴うもの<br>33,000円<br>上記以外 なし   | なし  |

【表2】介護老人保健施設変更許可申請書又は指定事項等変更届の提出が必要な事項

|                                     | 介護老人保健施設        |          | 短期入所療養介護 | 通所リハビリテーション |
|-------------------------------------|-----------------|----------|----------|-------------|
|                                     | 介護老人保健施設変更許可申請書 | 指定事項等変更届 | 指定事項等変更届 | 指定事項等変更届    |
| 施設(事業所)の名称                          |                 |          |          |             |
| 施設(事業所)の所在地                         |                 |          |          |             |
| 開設者(申請者)の名称                         |                 |          |          |             |
| 開設者(申請者)の主たる事務所の所在地                 |                 |          |          |             |
| 代表者の氏名、住所又は職名                       |                 |          |          |             |
| 定款、寄附行為等又はその登記事項証明書、条例等(当該事業に関するもの) |                 |          |          |             |
| 事業所の種別(老健等)                         |                 |          |          |             |
| 敷地の面積又は平面図                          |                 |          |          |             |
| 併設施設の概要                             |                 |          |          |             |
| 建物の構造概要                             |                 |          |          |             |
| 建物(事業所)の平面図(各室の用途を含む)               |                 |          |          |             |
| 施設又は構造設備(設備)の概要                     |                 |          |          |             |
| 施設の共用の有無又は共用の場合の利用計画                |                 |          |          |             |
| 入所者の定員                              |                 |          |          |             |
| 管理者の氏名又は住所                          |                 |          |          |             |
| 運営規程(従業員の職種、員数、職務内容、及び入所定員の増加に係る部分) |                 |          |          |             |
| 運営規程(上記以外)                          |                 |          |          |             |
| 協力病院の名称等(協力病院を変更しようとする場合)           |                 |          |          |             |
| 協力病院の名称等(上記以外)                      |                 |          |          |             |
| 介護給付費の請求に関する事項                      |                 |          |          |             |
| 役員の氏名又は住所                           |                 |          |          |             |
| 介護支援専門員の氏名等                         |                 |          |          |             |

管理者の変更については事前に介護老人保健施設管理者承認申請書(様式第13号)の提出が必要。

**介護老人保健施設の従業者が通所リハビリテーションの従業者を兼務する場合、勤務時間及び勤務形態はどのように解釈するのか？**

介護老人保健施設の従業者が、当該介護老人保健施設にて行われる通所リハビリテーションと兼務している場合は、その従事する職種により以下のとおり取り扱います。

看護師・准看護師・介護職員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

- (1) 勤務時間 介護老人保健施設に勤務する時間と通所リハビリテーションに勤務する時間とを区分します。
- (2) 常勤換算方法 介護老人保健施設については介護老人保健施設に勤務した時間、通所リハビリテーションについては通所リハビリテーションに勤務した時間をもって計算します。
- (3) 常勤・非常勤の別 介護老人保健施設に勤務する時間と通所リハビリテーションに勤務する時間の合計をもって判断します。この方法により常勤となる従業者の勤務形態は「常勤兼務」となります。

よって、各サービス別に見た場合、例えば、常勤換算方法で0.5人と計算される常勤の従業者がいることがあり得ることになります。

医師・栄養士等

- (1) 勤務時間 介護老人保健施設に勤務する時間と通所リハビリテーションに勤務する時間を区分することは不要です。
- (2) 常勤換算方法 介護老人保健施設に従事する時間と通所リハビリテーション事業所に従事する時間の合計をもって計算します。
- (3) 常勤・非常勤の別 上記 (3) に同じです。

勤務形態一覧表記載例(介護老人保健施設の場合)

| 職種  | 勤務形態 | 氏名      | 勤務時間数     |          | 備考                      |
|-----|------|---------|-----------|----------|-------------------------|
|     |      |         | 週平均の勤務時間数 | 常勤換算後の人数 |                         |
| 看護師 | B    |         | 20        | 0.5      | 通所リハ兼務                  |
| 医師  | B    | x x x x | 40        | 1.0      | 通所リハ兼務<br>勤務時間は通所リハとの合計 |

勤務形態はB(常勤兼務)
兼務の形態や、勤務時間の解釈等を記入

老健のみの勤務時間数・常勤換算人数

老健と通所リハとの勤務時間数の合計・常勤換算人数の合計

看護師が通所リハと兼務しており、老健と通所リハとの勤務時間の合計が常勤要件を満たす場合

医師が通所リハと兼務しており、老健と通所リハとの勤務時間の合計が常勤要件を満たす場合

## 在宅強化型及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算の算定要件及び算定に係る留意事項について

介護老人保健施設(在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算の算定に係るチェック表を掲載いたしますので、ご活用ください。

平成26年度集団指導資料に掲載しているチェック表を活用している場合は、今後は本チェック表をご活用ください。

### 算定に係る留意事項

#### (1)「在宅」の定義について

「在宅とは、自宅その他自宅に類する住まいである有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等を含むもの」<sup>(注1)</sup>とされています。養護老人ホームや軽費老人ホームも在宅に含まれるものと解釈します。

ただし、「退所後、直接短期入所生活介護又は短期入所療養介護等のショートステイを利用する場合など、実際には在宅で介護を受けないことが見込まれる場合は含まれない」<sup>(注2)</sup>とされています。退所後、やむを得ず、直接小規模多機能型居宅介護における長期間の宿泊サービスを利用(いわゆる「連泊利用」)する場合も同様と考えます。

#### (2) 重度者要件(喀痰吸引)について

入所者延日数の算入に当たっては、「その入所者が喀痰吸引を必要とする入所者であるか否か」で判断します。「その日に、実際に喀痰吸引を実施したか否か」ではありません。

また、喀痰吸引の実施回数についても、特に規定はありません。

#### (3) 端数処理について

ベッド回転率要件において「30.4を当該施設の入所者の平均在所日数で除して得た数については、小数点第3位以下は切り上げる事」<sup>(注3)</sup>とされていますが、同様に、「『在宅において介護を受けることになったものの割合』、『要介護4及び要介護5の者のしめる割合』などについても、小数点第3位以下を切り上げ」<sup>(注4)</sup>ます。

(4) 猶予期間について

介護老人保健施設(在宅強化型)の基本施設サービス費については、「要件を満たさなくなった場合、その翌月は、その要件を満たすものとなるよう必要な対応を行うこととし、それでも満たさない場合には、満たさなくなった翌々月に届出を行い、当該届出を行った月から従来型の介護老人保健施設の基本施設サービス費(中略)を算定する。なお、満たさなくなった翌月末において、要件を満たした場合には、翌々月の届出は不要である」<sup>(注5)</sup>ものとされておりますが、在宅復帰・在宅療養支援機能加算については、そのような規定はありませんので、要件を満たさなくなった場合には算定できません。速やかに届出を行い、算定を取り下げてください。

なお、当該基本施設サービス費や加算の算定を取り下げた後、再度算定要件を満たした場合において、当該基本施設サービス費や加算を算定するためには、改めて算定のための届出が必要となります。この場合、指定事項等変更届が受理された日が属する月の翌月(月の初日の場合はその月)から算定が可能となります。

(注1) 留意事項通知(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企第40号))第2の6の(2)及び(14)(準用3の(1)の の口のb)

(注2) 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成24年3月16日)問204

(注3) 留意事項通知第2の6の(2)及び(14)(準用3の(1)の の口のc)

(注4) 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2)(平成24年3月30日)問36

(注5) 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問203

平成28年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》13-1  
 (介護老人保健施設、短期入所療養介護(老健)、介護予防短期入所療養介護(老健))

**介護老人保健施設(在宅強化型)の基本施設サービス費チェック表**

事業所番号:

施設名:

| 項目(算定要件)   | 適否     |     |     |     |     |     |     |        |  |                |  |  |  |  |  |  |  |        |                               |  |  |  |  |  |  |  |        |  |
|--|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|--|----------------|--|--|--|--|--|--|--|--------|-------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--------|--|
| <b>【体制要件】</b>  |        |     |     |     |     |     |     |        |  |                |  |  |  |  |  |  |  |        |                               |  |  |  |  |  |  |  |        |  |
| リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)が適切に配置( )されていますか。<br>適切な配置とは、理学療法士等と医師、看護職員、支援相談員、栄養士、介護支援専門員等が協力して在宅復帰に向けた施設サービス計画を策定できる体制を整備していることをいう。   | はい・いいえ |     |     |     |     |     |     |        |  |                |  |  |  |  |  |  |  |        |                               |  |  |  |  |  |  |  |        |  |
| <b>【在宅復帰要件】</b>  |        |     |     |     |     |     |     |        |  |                |  |  |  |  |  |  |  |        |                               |  |  |  |  |  |  |  |        |  |
| 算定日が属する月の前6月間において、当該施設から退所した者(当該施設内で死亡した者を除く。以下「退所者」という。)の総数のうち、在宅において介護を受けることとなった者(当該施設における入所期間が1月間を超えていた退所者に限る。)の占める割合が100分の50を超えていますか。<br>総退所者数には、短期入所療養介護の利用者は含まない。  | はい・いいえ |     |     |     |     |     |     |        |  |                |  |  |  |  |  |  |  |        |                               |  |  |  |  |  |  |  |        |  |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月前</th> <th>5月前</th> <th>4月前</th> <th>3月前</th> <th>2月前</th> <th>1月前</th> <th>合計</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前6月間の総退所者数(注1)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・・・(a)</td> </tr> <tr> <td>(a)のうち、在宅で介護を受けることとなった者の数(注2)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・・・(b)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 死亡退所者を除く。<br/>                 注2: 入所期間が1月を超えていた者であって、在宅における生活が要介護1～3の者は1月以上、要介護4・5の者は14日以上継続する見込みであることが確認されたものに限り、<br/>                 「在宅」とは、自宅その他自宅に類する住まいである有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム及びサービス付き高齢者住宅等を含む。</p> <p><b>総退所者数のうち、在宅において介護を受けることとなった者の占める割合</b> <math>(b \div a) \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \%</math> 50%超</p> |        | 6月前 | 5月前 | 4月前 | 3月前 | 2月前 | 1月前 | 合計     |  | 前6月間の総退所者数(注1) |  |  |  |  |  |  |  | ・・・(a) | (a)のうち、在宅で介護を受けることとなった者の数(注2) |  |  |  |  |  |  |  | ・・・(b) |  |
|  | 6月前    | 5月前 | 4月前 | 3月前 | 2月前 | 1月前 | 合計  |        |  |                |  |  |  |  |  |  |  |        |                               |  |  |  |  |  |  |  |        |  |
| 前6月間の総退所者数(注1)   |        |     |     |     |     |     |     | ・・・(a) |  |                |  |  |  |  |  |  |  |        |                               |  |  |  |  |  |  |  |        |  |
| (a)のうち、在宅で介護を受けることとなった者の数(注2)  |        |     |     |     |     |     |     | ・・・(b) |  |                |  |  |  |  |  |  |  |        |                               |  |  |  |  |  |  |  |        |  |
| 退所者の退所後30日以内(退所時の要介護状態区分が要介護4又は5の場合にあっては14日以内)に、施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、在宅における生活が1月以上(退所時の要介護状態区分が要介護4又は要介護5の場合にあっては14日以上)継続する見込みであることを確認し、記録していますか。  | はい・いいえ |     |     |     |     |     |     |        |  |                |  |  |  |  |  |  |  |        |                               |  |  |  |  |  |  |  |        |  |
| <b>【ベッド回転率要件】</b>  |        |     |     |     |     |     |     |        |  |                |  |  |  |  |  |  |  |        |                               |  |  |  |  |  |  |  |        |  |
| 30.4を施設の入所者の直近3月間の平均在所日数で除して得た数(=ベッドの利用状況)が100分の10以上ですか。<br>平均在所日数の計算には、短期入所療養介護の利用者は含まない。   | はい・いいえ |     |     |     |     |     |     |        |  |                |  |  |  |  |  |  |  |        |                               |  |  |  |  |  |  |  |        |  |
| <p>・前3月間の入所者延日数(注1)<br/>                 ( 3月前: _____日 + 2月前: _____日 + 1月前: _____日 ) = _____日 ……(c)</p> <p>注1: 直近3月間の日々の入所者数(毎日24時時点で当該施設に入所中の者(当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含む。))を合算したものである。</p> <p>・前3月間の新規入所者数<br/>                 ( 3月前: _____人 + 2月前: _____人 + 1月前: _____人 ) = _____人 ……(d)</p> <p>・前3月間の新規退所者数(死亡退所を含む。)<br/>                 ( 3月前: _____人 + 2月前: _____人 + 1月前: _____人 ) = _____人 ……(e)</p> <p><b>ベッドの利用状況計算方法</b><br/> <math>(d + e) \div 2 = \underline{\hspace{2cm}} \dots (f)</math><br/> <math>c \div f = \underline{\hspace{2cm}} \dots (g)</math> 「平均在所日数」<br/> <math>(30.4 \div g) \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \%</math> (小数点以下切り上げ) 10%以上</p>  |        |     |     |     |     |     |     |        |  |                |  |  |  |  |  |  |  |        |                               |  |  |  |  |  |  |  |        |  |

平成28年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》13-1  
 (介護老人保健施設、短期入所療養介護(老健)、介護予防短期入所療養介護(老健))

(介護老人保健施設(在宅強化型)の基本施設サービス費チェック表(続き))

|   |        |
|---|--------|
| 【重度者要件】   |        |
| 次の または のいずれかに適合していますか。  | はい・いいえ |
| 算定日が属する月の前3月間における入所者のうち、要介護状態区分が要介護4及び要介護5の者の占める割合が100分の35以上ですか。  | はい・いいえ |
| ・前3月間の要介護4・5の入所者延日数<br>( 3月前: _____日 + 2月前: _____日 + 1月前: _____日 ) = _____日 …(f)<br>・前3月間の入所者延日数<br>( 3月前: _____日 + 2月前: _____日 + 1月前: _____日 ) = _____日 …(g)<br><b>要介護度4及び5の入所者の占める割合 (f÷g)×100 = _____% 35%以上</b>   |        |
| 算定日が属する月の前3月間における入所者のうち、喀痰吸引が実施された者の占める割合が100分の10以上又は経管栄養が実施された者の占める割合が100分の10以上ですか。  | はい・いいえ |
| ・前3月間の喀痰吸引を実施した入所者延日数<br>( 3月前: _____日 + 2月前: _____日 + 1月前: _____日 ) = _____日 …(h)<br>又は<br>・前3月間の経管栄養を実施した入所者延日数<br>( 3月前: _____日 + 2月前: _____日 + 1月前: _____日 ) = _____日 …(i)<br>・前3月間の入所者延日数 _____日 …(g)<br><b>喀痰吸引又は経管栄養を実施した入所者の占める割合 ((h又はi)÷g)×100 = _____% 10%以上</b> |        |
| 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者(短期入所療養介護利用者含む。)の数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上配置されていますか。  | はい・いいえ |

平成28年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》13-1  
 (介護老人保健施設、短期入所療養介護(老健)、介護予防短期入所療養介護(老健))

**在宅復帰・在宅療養支援機能加算チェック表(介護老人保健施設(従来型)のみ)**

事業所番号:

施設名:

| 項目(算定要件)   | 適否     |     |     |     |     |     |     |        |  |                |  |  |  |  |  |  |  |        |                               |  |  |  |  |  |  |  |        |  |
|--|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|--|----------------|--|--|--|--|--|--|--|--------|-------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--------|--|
| <b>【在宅復帰要件】</b>  |        |     |     |     |     |     |     |        |  |                |  |  |  |  |  |  |  |        |                               |  |  |  |  |  |  |  |        |  |
| 算定日が属する月の前6月間において、当該施設から退所した者(当該施設内で死亡した者を除く。以下「退所者」という。)の総数のうち、在宅において介護を受けることとなった者(当該施設における入所期間が1月間を超えていた退所者に限る。)の占める割合が100分の30を超えていますか。<br>総退所者数には、短期入所療養介護の利用者は含まない。  | はい・いいえ |     |     |     |     |     |     |        |  |                |  |  |  |  |  |  |  |        |                               |  |  |  |  |  |  |  |        |  |
| <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月前</th> <th>5月前</th> <th>4月前</th> <th>3月前</th> <th>2月前</th> <th>1月前</th> <th>合計</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前6月間の総退所者数(注1)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・・・(a)</td> </tr> <tr> <td>(a)のうち、在宅で介護を受けることとなった者の数(注2)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・・・(b)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 死亡退所者を除く。<br/>                     注2: 入所期間が1月を超えていた者であって、在宅における生活が要介護1～3の者は1月以上、要介護4・5の者は14日以上継続する見込みであることが確認されたものに限り、<br/>                     「在宅」とは、自宅その他自宅に類する住まいである有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム及びサービス付き高齢者住宅等を含む。</p> <p><b>総退所者数のうち、在宅において介護を受けることとなった者の占める割合</b> <math>(b \div a) \times 100 =</math> _____ %      30%超</p> |        | 6月前 | 5月前 | 4月前 | 3月前 | 2月前 | 1月前 | 合計     |  | 前6月間の総退所者数(注1) |  |  |  |  |  |  |  | ・・・(a) | (a)のうち、在宅で介護を受けることとなった者の数(注2) |  |  |  |  |  |  |  | ・・・(b) |  |
|  | 6月前    | 5月前 | 4月前 | 3月前 | 2月前 | 1月前 | 合計  |        |  |                |  |  |  |  |  |  |  |        |                               |  |  |  |  |  |  |  |        |  |
| 前6月間の総退所者数(注1)   |        |     |     |     |     |     |     | ・・・(a) |  |                |  |  |  |  |  |  |  |        |                               |  |  |  |  |  |  |  |        |  |
| (a)のうち、在宅で介護を受けることとなった者の数(注2)  |        |     |     |     |     |     |     | ・・・(b) |  |                |  |  |  |  |  |  |  |        |                               |  |  |  |  |  |  |  |        |  |
| 退所者の退所後30日以内(退所時の要介護状態区分が要介護4又は5の場合にあつては14日以内)に、施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、在宅における生活が1月以上(退所時の要介護状態区分が要介護4又は要介護5の場合にあつては14日以上)継続する見込みであることを確認し、記録していますか。  | はい・いいえ |     |     |     |     |     |     |        |  |                |  |  |  |  |  |  |  |        |                               |  |  |  |  |  |  |  |        |  |
| <b>【ベッド回転率要件】</b>  |        |     |     |     |     |     |     |        |  |                |  |  |  |  |  |  |  |        |                               |  |  |  |  |  |  |  |        |  |
| 30.4を施設の入所者の直近3月間の平均在所日数で除して得た数(=ベッドの利用状況)が100分の5以上ですか。<br>平均在所日数の計算には、短期入所療養介護の利用者は含まない。  | はい・いいえ |     |     |     |     |     |     |        |  |                |  |  |  |  |  |  |  |        |                               |  |  |  |  |  |  |  |        |  |
| <p>・前3月間の入所者延日数(注1)<br/>                     ( 3月前: _____ 日 + 2月前: _____ 日 + 1月前: _____ 日 ) = _____ 日 ……(c)<br/>                     注1: 直近3月間の日々の入所者数(毎日24時時点で当該施設に入所中の者(当該施設に入所してその日うちに退所又は死亡した者を含む。))を合算したものである。</p> <p>・前3月間の新規入所者数<br/>                     ( 3月前: _____ 人 + 2月前: _____ 人 + 1月前: _____ 人 ) = _____ 人 ……(d)</p> <p>・前3月間の新規退所者数(死亡退所を含む。)<br/>                     ( 3月前: _____ 人 + 2月前: _____ 人 + 1月前: _____ 人 ) = _____ 人 ……(e)</p> <p><b>ベッドの利用状況計算方法</b><br/> <math>(d + e) \div 2 =</math> _____ ……(f)<br/> <math>c \div f =</math> _____ ……(g)      「平均在所日数」<br/> <math>(30.4 \div g) \times 100 =</math> _____ % (小数点以下切り上げ)      5%以上</p>  |        |     |     |     |     |     |     |        |  |                |  |  |  |  |  |  |  |        |                               |  |  |  |  |  |  |  |        |  |

## 退所時等指導加算算定に係る留意事項について

退所時等指導加算(退所前訪問指導加算、退所後訪問指導加算、退所時指導加算、退所時情報提供加算、退所前連携加算)は、実地指導で指導を行うことが多い加算です。実地指導において以下の指導を行いましたので、ご注意ください。

退所時等指導加算の算定において指導を行った主な事項(平成26年度以前を含む。)

退所前訪問指導加算、退所後訪問指導加算、退所時指導加算

- ・入所者及びその家族等に療養上の指導を行ったことが記録されていない。  
当該加算に係る療養上の指導については、入所者及びその家族等のいずれにも行う必要があります。算定に当たっては、入所者及びその家族等のいずれに対しても療養上の指導を行ったことが分かるよう、その旨を記録してください。

退所後訪問指導加算

- ・退所日に算定している。  
退所前訪問指導加算は退所日に、退所後訪問指導加算は訪問日に算定します。

退所時指導加算、退所前連携加算

- ・退所後に居宅以外の社会福祉施設等に入所した場合に算定している。  
退所後、居宅以外の社会福祉施設等に入所する場合、  
退所前訪問指導加算、退所後訪問指導加算、退所時情報提供加算は算定可  
退所時指導加算、退所前連携加算は算定不可  
と規定されています。  
ここでは、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホームのことを指す。

退所時情報提供加算

- ・入所者又は退所後の主治の医師に対し交付する、入所者の診療状況を示す文書において、必要な事項を記載していない。又は、必要な事項を記載する欄の一部が空欄となっており、特記事項がないという意味なのか、記載漏れなのか判断できない。  
適正な情報提供の観点から、必要な事項は全て記載してください。また、特記事項がない場合は「なし」というように、必要な事項を記載する欄は全て記載してください。

退所前連携加算

- ・居宅介護支援事業者の介護支援専門員との連携を行ったことを示す記録が不明瞭。  
退所前連携を行った場合は、連携を行った日及び連携の内容の要点に関する記録を行う必要があります。

## 経口移行加算及び経口維持加算算定に係る留意事項について

平成27年度集団指導資料と併せてご確認ください。

### 経口移行加算、経口維持加算共通

#### (1) 計画の見直し時期

経口移行計画及び経口維持計画は、栄養ケア計画と一体のものとして作成するものであることから、栄養ケア計画の取り扱いに準じ、計画の変更は、当該計画に実施上の問題があった場合に行う必要があります。また、見直し時における入所者又はその家族の同意は、計画の大幅な変更時には必要となります。

### 経口移行加算

#### (1) 言語聴覚士又は看護職員による支援

言語聴覚士又は看護職員による支援は、経口移行計画に基づき提供されるものですが、当該支援は「入所者等の誤嚥を防止しつつ、経口による食事の摂取を進めるための食物形態、摂取方法等における特別な配慮のこと」<sup>(注1)</sup>を指し、1回1回の個別の訓練を指すものではありません。

よって、当該支援が総括的に経口移行計画に基づき提供されているのであれば、一時的に、計画の一部の支援しか出来ない場合があっても、算定に支障はないと考えます。

#### (2) 180日を超えて実施する場合の医師の指示

入所者又はその家族の同意を得られた日から起算して180日を超えて算定する場合の医師の指示は、おおむね2週間ごとに受ける必要があります。

### 経口維持加算

#### (1) 摂食・嚥下機能検査

当該加算は、水飲みテスト、頸部聴診法、造影撮影、内視鏡検査等により誤嚥が認められる場合に算定が可能となります。

「栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」<sup>(注2)</sup>には、摂食・嚥下機能検査の実施内容として、水飲みテストや頸部聴診法など複数の項目の記載がありますが、必ずしもその全てを実施する必要があるものではありません。

(2) 食事の観察及び会議等

入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等は、関係職種が一堂に会して実施することを想定しています。しかし、やむを得ない理由により、参加すべき者の参加が得られなかった場合であっても、その結果について終了後速やかに情報共有を行ったならば、算定は可能です。常に関係職種全ての参加を必要とするものではありません。

ただし、多職種連携の主旨を鑑みれば、ごく一部の職種のみでの食事の観察及び会議等の実施が常態化することは、望ましいものではないと考えます。

なお、当該食事の観察及び会議等は月1回以上実施し、実施状況を記録する必要があるります。

(3) 6月を超えて実施する場合の医師等の指示

入所者又はその家族の同意を得られた日の属する月から起算して6月を超えて算定する場合の医師又は歯科医師の指示は、おおむね1月ごとに受ける必要があります。

(4) 経口維持加算( )における医師等の参加

経口維持加算( )算定に当たっては、食事の観察及び会議等に医師(人員基準上に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が参加する必要がありますが、これは、全ての職種の参加を求めるものではありません。いずれかの職種の者が参加すれば、算定可能です。

(注1)平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成27年4月1日)問121

(注2)平成17年9月7日老老発第0907002号厚生労働省老健局老人保健課長通知

## 養介護施設従事者等による高齢者虐待について

近年、養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数が全国的に増加傾向にあり、本市においても過去、高齢者虐待と疑われる通報を受け、監査(立入検査)を実施した事例がございました。

以下の数値等は全国での集計件数であり、社会福祉法人東北福社会認知症介護研究・研修仙台センターが作成した資料を引用して掲載しています。

出典：「高齢者虐待の要因分析及び対応実務課題の解決・共有に関する調査研究事業報告書」  
 「高齢者虐待対応実務上の課題と改善のポイント」  
 「認知症介護情報ネットワーク(DCnet)」ホームページにも掲載されています。  
 (<https://www.dcnet.gr.jp/>)

### 1 「養介護施設従事者等」の定義

養介護施設、または養介護事業の業務に従事する者(経営者・管理者含む。)

### 2 高齢者虐待の相談・通報件数 市区町村が受理した件数。

|           | H18     | H22     | H23     | H24     | H25     | H26     |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 養介護施設従事者等 | 273件    | 506件    | 687件    | 736件    | 962件    | 1,120件  |
| 養護者       | 18,390件 | 25,315件 | 25,636件 | 23,843件 | 25,310件 | 25,791件 |

H26 相談・通報 1,120 件中、事実確認調査を行った事例は 988 件。そのうち虐待判断事例は 282 件。

### 3 虐待判断事例数

|           | H18     | H22     | H23     | H24     | H25     | H26     |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 養介護施設従事者等 | 54件     | 96件     | 151件    | 155件    | 221件    | 300件    |
| 養護者       | 12,569件 | 16,668件 | 16,599件 | 15,202件 | 15,731件 | 15,739件 |

H26 虐待判断事例 300 件中、上記 282 件以外は、平成 25 年度以前相談・通報分や、都道府県が相談・通報を受け付けたもの。  
 H26 虐待判断事例 300 件中、被虐待者が特定できた事例は 287 件、判明した被虐待者は 691 人(重複あり)。

### 4 施設等の種別

|    | 特養    | 老健    | 療養型  | GH    | 小規模多機能 |
|----|-------|-------|------|-------|--------|
| 件数 | 95件   | 35件   | 3件   | 40件   | 10件    |
| 割合 | 31.7% | 11.7% | 1.0% | 13.3% | 3.3%   |

|    | 有料(住宅型) | 有料(介護付き) | 軽費   | 養護   | 短期入所施設 |
|----|---------|----------|------|------|--------|
| 件数 | 32件     | 35件      | 2件   | 4件   | 14件    |
| 割合 | 10.7%   | 11.7%    | 0.7% | 1.3% | 4.7%   |

|    | 訪問介護等 | 通所介護等 | 居宅介護支援等 | その他  | 合計   |
|----|-------|-------|---------|------|------|
| 件数 | 9件    | 11件   | 2件      | 8件   | 300件 |
| 割合 | 3.0%  | 3.7%  | 0.7%    | 2.7% | 100% |

「その他」は無届施設等。

## 5 虐待類型の組み合わせ

|    | 身体的虐待<br>(単独) | ネグレクト<br>(単独) | 心理的虐待<br>(単独) | 性的虐待<br>(単独) | 経済的虐待<br>(単独) |
|----|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|
| 人数 | 249人          | 24人           | 96人           | 7人           | 20人           |
| 割合 | 40.6%         | 3.9%          | 15.7%         | 1.1%         | 3.3%          |

|    | 身体的虐待+<br>心理的虐待 | 身体的虐待+<br>ネグレクト | ネグレクト+<br>心理的虐待 | その他の組み合わせ<br>・3種類以上 | 合計   |
|----|-----------------|-----------------|-----------------|---------------------|------|
| 人数 | 159人            | 11人             | 11人             | 36人                 | 613人 |
| 割合 | 25.9%           | 1.8%            | 1.8%            | 5.9%                | 100% |

H26 判明した被虐待者は691人。そのうち軽微な経済的虐待1例(被虐待者79人)を1人に代表させた613人分。

## 6 被虐待者の基本属性 上記被虐待者613人分に係るもの。

性別

男性：30.2%，女性：69.7%

年齢

65歳未満障害者：3.1%，65-69歳：3.6%，70-74歳：7.0%

75-79歳：13.9%，80-84歳：18.6%，85-89歳：21.9%，90-94歳：15.7%

95-99歳：6.9%，100歳以上：1.3%

要介護度

要介護2以下：13.1%，要介護3：22.3%，要介護4：29.0%，要介護5：29.2%

(要介護4以上で半数超)

認知症

もっとも多いのは自立度(30.0%)。

認知症の有無が不明な場合を除くと、92.6%が自立度以上。

## 7 虐待者の基本属性

職名・職種

介護職員：82.6%，看護職：3.0%，管理職：5.8%，施設長：3.4%

経営者・開設者：1.2%

性別(不明を除く。括弧内は介護従事者全般における割合)

男性：59.3%(21.9%)，女性：40.7%(78.1%)

年齢(不明を除く。括弧内は介護従事者全般における割合)

[男性]

30歳未満：34.4%(19.6%)，30-39歳：31.8%(41.3%)，40-49歳：17.8%(22.4%)

50-59歳：12.1%(11.2%)，60歳以上：3.8%(5.5%)

[女性]

30歳未満：17.3%(8.7%)，30-39歳：12.5%(20.7%)，40-49歳：33.7%(29.1%)

50-59歳：21.2%(29.1%)，60歳以上：15.4%(12.4%)

8 虐待の発生要因(複数回答形式)

|                               |       |
|-------------------------------|-------|
| 教育・知識・介護技術等に関する問題             | 62.6% |
| 組織の教育体制、職員教育の不備・不足            | 38.6% |
| 組織や管理者の知識・認識・管理体制等の不足         | 16.8% |
| 職員の虐待防止・権利擁護・身体拘束に関する知識・意識の不足 | 32.1% |
| 職員の高齢者介護に関する知識・技術の不足          | 26.6% |
| 組織・個人を特定しない知識・技術に関する問題        | 1.6%  |
| 職員のストレスや感情コントロールの問題           | 20.4% |
| 虐待を行った職員の性格や資質の問題             | 9.9%  |
| 倫理観や理念の欠如                     | 6.8%  |
| 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ        | 5.8%  |
| 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ         | 5.1%  |

9 高齢者虐待の防止のために

組織におけるストレスマネジメント

通報義務についての正しい理解

身体拘束についての正しい理解

- ・身体拘束に該当する行為について

- ・身体拘束の弊害について

- ・「緊急やむを得ない場合」について

- ・「緊急やむを得ない場合」に身体拘束を行う際の手続きについて

上記被虐待者613人中、虐待行為に身体的虐待が含まれる人数が441人

(71.9%)、そのうち虐待に該当する身体拘束を受けた者が239人(39.0%)

研修の実施と苦情処理体制の整備

ストレスマネジメントについては、厚生労働省ホームページもご参照ください。

厚生労働省ホームページトップページ (<http://www.mhlw.go.jp/>)

政策について

分野別の政策一覧

雇用・労働

労働基準

安全・衛生

メンタルヘルス対策等について

(ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等)

## 介護支援専門員証について

介護支援専門員証の有効期限は5年となっておりますので、5年ごとに介護支援専門員証の更新が必要になります。

人員基準上、介護支援専門員が必要なサービスについて、介護支援専門員が介護支援専門員証の更新を行っていない場合、当該介護支援専門員を介護支援専門員の員数に含めることができないため、人員基準違反となることがあります。また、サービスによっては、介護支援専門員の人員基準欠如による減算となる場合もあります。

さらに、介護支援専門員証の更新をせず、介護支援専門員として業務を行った場合、介護支援専門員の登録自体が消除され、5年間登録ができません。

つきましては、介護支援専門員自身の管理はもちろんのこと、法人としても、介護支援専門員証の写しを保管し、介護支援専門員証の更新を促すなど、人員基準違反等を未然に防止できる体制を構築するようにお願いいたします。

なお、更新した介護支援専門員証が届きましたら、当該介護支援専門員証の写し(指定事項等変更届の添付は不要です。)を必ずご提出ください。

### (参考)

介護支援専門員証の更新等を含む介護支援専門員にかかる情報については、ホームページ「山口県介護保険情報ガイド かいごへるぷやまぐち」にも掲載されています。関係通知等とあわせ、こちらの更新状況についても随時ご確認され、業務に役立てていただきますようお願いいたします。

#### ホームページ掲載箇所

山口県介護保険情報ガイド かいごへるぷやまぐち > 介護支援専門員  
アドレス <http://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/caremanager/>

## 介護支援専門員証の更新について

介護支援専門員証の有効期間を更新するためには、有効期間が満了する前に次の(1)(2)の手続きが必要です。

(1)更新のために必要な研修を受講する。

更新研修は、有効期間満了日の2年前頃から受講可能。  
実務経験の有無等により、受講すべき研修が異なります。

(2)研修修了後に下記提出書類(介護支援専門員証交付申請書(別記第6号様式)等)を提出する。研修を受講しただけでは、介護支援専門員証は交付(更新)されません。

手続きをせず、有効期間が満了(失効)してしまった場合は、介護支援専門員として業務に就くことはできません。

再び業務に就くためには、再研修を受講の上、研修修了後に介護支援専門員証の交付申請をし、新たに5年間有効な介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。

介護支援専門員として就労される方は、お手元の介護支援専門員証の有効期間満了日を確認の上、更新に必要な研修の確認や更新手続き等に備えてください。

また、各事業所におかれましても、介護支援専門員として雇用している従業員がおられる場合は、介護支援専門員証の有効期間の確認・手続き等に遺漏のないよう、お願いします。

### 更新手続きにかかる提出書類等

#### 【提出書類】

- 1 介護支援専門員証交付申請書(別記第6号様式)  
様式は県HPかいごへるぷやまぐちからダウンロード  
申請書に貼付するもの
  - ・山口県収入証紙 4,200円(市役所、町役場、県内県税事務所で購入可)
  - ・写真(縦3cm×横2.4cm 交付申請前6ヶ月以内に撮影した、無帽、正面、上半身、無背景のもので、裏面に氏名を記載したもの)
- 2 研修の修了証明書の写し  
更新に必要な研修修了証明書の写しを全て添付
- 3 介護支援専門員証の写し 原寸をA4用紙にコピーのこと
- 4 返信用封筒  
定形郵便封筒(縦23.5cm×横12cm以内)に簡易書留代392円分(H26.4料金改正)の切手を貼付、返送先の住所・氏名を記載したもの
- 5 介護支援専門員証登録事項変更届出書(別記第3号様式) 住所・氏名に変更がある場合のみ

#### 【提出期限】

有効期間満了日の1ヶ月前までに提出(4ヶ月前から受付)

平成28年3月、4月に満了する方は、至急提出のこと(5月に満了する方もお急ぎください。)

#### 【提出先】

〒753-8501

山口市滝町1-1 山口県長寿社会課 地域包括ケア推進班

#### 【その他】

交付申請書を提出済みの方で、有効期間満了日の10日前になっても更新後の介護支援専門員証が届かない場合は、地域包括ケア推進班(083-933-2788)までお問い合わせください。

## 介護支援専門員Q & A

- 【登録関係】 問1 ~ 問4  
【介護支援専門員証の交付関係】 問5 ~ 問10  
【認定調査員関係】 問11  
【研修関係】 問12 ~ 問19

- [参考資料1] 介護支援専門員の更新研修等について  
[参考資料2] 介護支援専門員の更新に係る研修フローチャート(初回・2回目以降)  
[参考資料3] 主任介護支援専門員更新制度について  
[参考資料4] 介護支援専門員の研修制度の見直し(平成28年度改正)

### 【登録関係】

|    |  |
|----|--|
| 問1 | 平成17年度まで発行されていた「介護支援専門員登録証明書」について、介護支援専門員の登録番号(8桁)及び有効期間満了日は |
|----|--|

- (答) 登録番号は、35 + 登録証明書に記載のある6桁の番号 となる。  
例えば、介護支援専門員登録証明書の記載番号  
第98-0001号 35980001  
第03-0100号 35030100

平成17年度末までの登録者は(山口県で当初登録の場合、登録番号3598 ~ 3599、3500 ~ 3505)、平成23年3月末に対象者全員が有効期間満了となった。

有効期間満了前に介護支援専門員証の交付を受けていない場合、実務に就くためには、再研修を修了し、介護支援専門員証の交付を受ける必要がある。

介護支援専門員証は、介護支援専門員証交付申請に基づき交付している。

|    |                               |
|----|-------------------------------|
| 問2 | 氏名及び住所が変わったが、どのような手続きが必要であるか。 |
|----|-------------------------------|

- (答) 登録事項である氏名や住所に変更があった場合は、届け出なければならないことになっています。  
住所の変更の場合は、山口県ウェブサイト「かいごへるぶやまぐち」のケアマネジャー支援情報から「介護支援専門員登録事項変更届出書(第3号様式)」をダウンロードし、登録内容の変更の手続きをしてください。  
なお、氏名に変更があった場合は、「介護支援専門員登録事項変更届出書(第3号様式)」及び「介護支援専門員証書換え交付申請書(第8号様式)」をダウンロードし、登録内容の変更と専門員証の書換えの手続きをしてください。

|    |   |
|----|---|
| 問3 | 山口県で登録しているが、他県に登録を移転するためには、どのような手続きが必要であるか。(山口県 他県) |
|----|---|

(答) 移転を希望する都道府県の介護保険担当課に連絡し、当該県の「介護支援専門員移転申請書」様式を入手、その他の必要書類等を確認し用意した上で、山口県健康福祉部 長寿社会課地域包括ケア推進班(〒753-8501 山口市滝町1-1)に送付すること。(なお、住所等の変更が生じている場合は、山口県宛に「介護支援専門員登録事項変更届出書(第3号様式)」を併せて提出が必要。)

山口県が、送付された申請書の登録事項を確認した後、申請先の都道府県に送付する。(山口県を経由し、手続きを行う。)

|    |   |
|----|---|
| 問4 | 他県登録から、山口県に登録を移転するためには、どのような手続きが必要であるか。(他県 山口県) |
|----|---|

(答) 登録移転の手続きは、「かいごへるぷやまぐち」から「介護支援専門員登録移転申請書(第2号様式)」及び「介護支援専門員証移転交付申請書(第7号様式)」をダウンロードし記入の上、その他の必要書類と併せて、登録している県の介護保険担当課に送付すること。

登録県が、送付された申請書の登録事項を確認した後、山口県に送付する。(登録県を経由し、手続きを行う。)

### 【介護支援専門員証の交付関係】

|    |   |
|----|---|
| 問5 | 介護支援専門員の登録のみで、介護支援専門員証の交付を受けていない場合は、介護支援専門員の業務をしてよいか。 |
|----|---|

(答) 介護支援専門員証の交付を受けていなければ、介護支援専門員の業務をすることができない。

平成17年度まで発行されていた「介護支援専門員登録証明書」は、平成23年3月末には対象者全員が有効期間満了となった。有効期間満了前に介護支援専門員証の交付を受けていない場合、再研修を修了し、介護支援専門員の交付を受けなくては、実務に就くことはできない。

介護支援専門員証の交付申請は、「かいごへるぷやまぐち」から「介護支援専門員証交付申請書(第6号様式)」をダウンロードし、手続きを行うこと。

なお、所持している介護支援専門員証の有効期間が満了(失効)している場合も、介護支援専門員の業務をすることはできない。(問9参照)

|    |                                 |
|----|---------------------------------|
| 問6 | 介護支援専門員証を紛失したが、どのような手続きが必要であるか。 |
|----|---------------------------------|

(答) 再交付の申請様式は、「かいごへるぶやまぐち」から「介護支援専門員証再交付申請書(第9号様式)」をダウンロードし、手続きを行うこと。

|    |                                    |
|----|------------------------------------|
| 問7 | 介護支援専門員証を更新するためには、どのような手続きが必要であるか。 |
|----|------------------------------------|

(答) 定められた研修を修了した後、「かいごへるぶやまぐち」から「介護支援専門員証交付申請書(第6号様式)」をダウンロードし、有効期間が満了する概ね1か月前までに、申請手続きを行うこと。

手続きの詳細は、「かいごへるぶやまぐち」のケアマネジャー支援情報を参照のこと。

|    |   |
|----|---|
| 問8 | 介護支援専門員証の更新に必要な研修を修了すると、新しい介護支援専門員証が送付されるか。 |
|----|---|

(答) 定められた更新研修を修了しただけでは、新しい介護支援専門員証を送付することはできない。更新手続きについては、上記の問7を参照のこと。

|    |  |
|----|--|
| 問9 | 有効期間満了までに介護支援専門員証の更新手続きを行わなかったため、証が失効したが、今後、介護支援専門員の業務に就くためには、どのような手続きが必要であるか。 |
|----|--|

(答) 定められた研修(再研修)を修了した後、「かいごへるぶやまぐち」から「介護支援専門員証交付申請書(第6号様式)」をダウンロードし、手続きを行うこと。  
(介護支援専門員証の交付を受けるまでは、業務に就くことはできない。)

|     |   |
|-----|---|
| 問10 | 当面、介護支援専門員として業務に就く予定がないため、更新手続きを行わなかった。有効期間が満了し失効した証は、どうしたらよいか。 |
|-----|---|

(答) 失効した証(「介護支援専門員登録証明書(A4版,携帯用の両方)」又は「介護支援専門員証」)は、県に返却すること。(下記あて送付のこと。)

〔郵送先〕 〒753-8501 山口市滝町1-1  
山口県健康福祉部 長寿社会課地域包括ケア推進班

### 【認定調査員関係】

|     |  |
|-----|--|
| 問11 | 「介護支援専門員証」の交付を受けていれば、市町から委託を受けて、認定調査員を引き受けることは可能か。 |
|-----|--|

(答) 認定調査員として、委託を受けるためには、認定調査員(新規)研修を修了していることが要件となっている。

なお、山口県では、平成11年度から19年度までは、介護支援専門員実務研修と併せて、認定調査員(新規)研修を実施していたので、介護支援専門員の登録番号が、3599、3500～3507の人は、すでに修了していることになる。

また、以下の～のいずれかに該当する者が、委託を受ける場合は、事前に研修を受講する必要がある。

3598の人で、平成11年度の補修研修(認定調査員(新規)研修)を受講していない人

3508から3514の人で、認定調査員(新規)研修を受講していない人

平成27年度介護支援専門員実務研修の修了者

他県の登録者で、認定調査員(新規)研修を受講していない人

### 【研修関係】

|     |                       |
|-----|-----------------------|
| 問12 | 平成28年度の研修は、いつ開始されるのか。 |
|-----|-----------------------|

(答) 4月初旬、山口県ウェブサイト「かいごへるぶやまぐち」に掲載します。  
受講申込みの前に、必ず、開催要綱等を確認のこと。

|     |                            |
|-----|----------------------------|
| 問13 | 研修の受講を希望する場合は、どのようにしたらよいか。 |
|-----|----------------------------|

(答) 研修を受講する場合は、下記のいずれかの方法により、研修実施要綱等を入手の上、研修実施機関に申し込むこと。

研修開始時期の概ね2ヶ月前までには、「かいごへるぶやまぐち」に掲載するので、対象の研修実施要綱及び申込書をダウンロードすること。

郵送希望の場合は、各研修の実施機関(問19参照)に問い合わせること。

|     |  |
|-----|--|
| 問14 | 以前、介護支援専門員の業務に就いていたが、更新研修としては、どの研修を受講したらよいか。 |
|-----|--|

- (答) 過去に実務の経験がある人は、更新研修の専門課程(56時間)と専門課程(32時間)の両方を受講する必要がある。  
ただし、更新研修を受講するまでに、専門研修の専門研修課程(56時間)、専門研修課程(32時間)の両方、又は、どちらかを修了している人は、修了した課程(同じ時間数のもの)は免除となる。  
専門研修は18年度から実施しているので、研修修了証明書により、修了した研修課程を必ず確認すること。  
1回目の更新、2回目以降の更新で受講すべき研修が異なる場合がある。  
[参考資料2]を参照のこと。

|     |   |
|-----|---|
| 問15 | 実務経験者の更新研修(56時間)+(32時間)を修了して更新した場合は、次回の更新に向け、免除となる研修はあるか。 |
|-----|---|

- (答) 更新後に実務経験があれば、次回の更新に向けて必要となる研修は、専門課程(32時間)のみであり、専門課程(56時間)は免除となる。  
次の更新に向けた更新研修を受講するまでに、専門研修を修了した場合の免除の取扱は、問14を参照のこと。

|     |   |
|-----|---|
| 問16 | 平成16年度末までの登録者で、平成15年~17年度の基礎課程の修了により専門研修課程が免除された場合も、問15の免除は該当するか。 |
|-----|---|

- (答) 該当となる。  
平成15年実施の**基礎課程**、平成16、17年度実施の**基礎課程**又は**基礎課程**の何れかを修了している者は、専門研修課程を修了したものとみなされ、受講が免除となる。

|     |   |
|-----|---|
| 問17 | 平成28年度から更新研修、専門研修のカリキュラム(時間数)が変更となるが、平成27年度までに同研修を修了していた場合は、介護支援専門員証の更新申請は可能であるか。 |
|-----|---|

- (答) 可能である。新カリキュラムの同課程の研修を再度受講する必要はない。

平成28年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》13-1  
 (介護老人保健施設、短期入所療養介護(老健)、介護予防短期入所療養介護(老健))

|     |  |
|-----|--|
| 問18 | 平成18年度以降、山口県で受講した専門研修、更新研修、再研修の修了証明書を紛失したが、再発行はできるか。 |
|-----|--|

(答) 研修実施機関である、「山口県社会福祉協議会」に問い合わせること。

[連絡先] 〒754-0893 山口市秋穂二島1062  
 社会福祉法人山口県社会福祉協議会 福祉研修センター  
 電話 083-987-0123  
 FAX 083-987-0124

|     |  |
|-----|--|
| 問19 | 山口県で実施している介護支援専門員研修の実施機関等について、連絡先を教えてください。 |
|-----|--|

(答) 連絡先等は、以下のとおり。

| 項 目  | 担 当 機 関                          |   |
|--|----------------------------------|---|
|  | 名 称                              | 連 絡 先   |
| 登録、介護支援専門員証の交付、研修制度全般に関する事                   | 山口県長寿社会課<br>地域包括ケア推進班            | 〒753-8501<br>山口市滝町1-1<br>電話 083-933-2788<br>FAX 083-933-2809    |
| 実務研修、実務従事者基礎研修に関する事                          | 一般社団法人<br>山口県介護支援専門員協会           | 〒753-0072<br>山口市大手町9-6<br>電話 083-976-4468<br>FAX 083-976-4469   |
| 専門研修、更新研修、再研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修に関する事 | 社会福祉法人<br>山口県社会福祉協議会<br>福祉研修センター | 〒754-0893<br>山口市秋穂二島1062<br>電話 083-987-0123<br>FAX 083-987-0124 |

注意

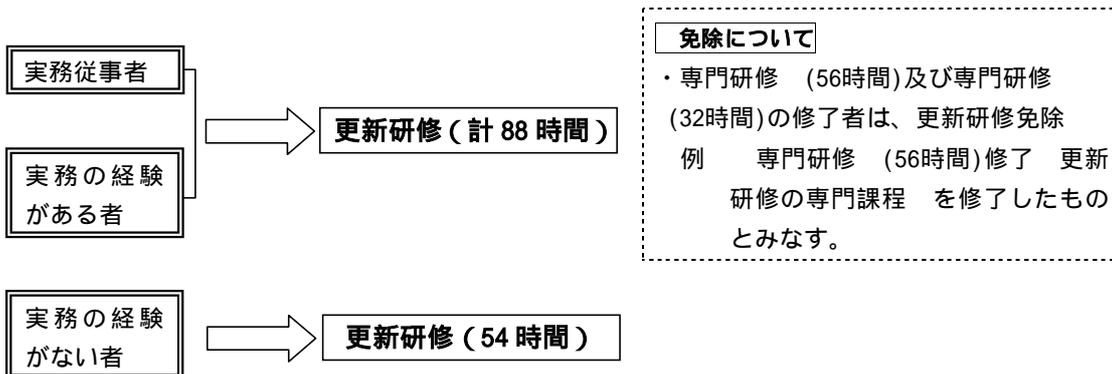
研修の受講については、開催要綱等で確認し、各研修申込み先へ提出のこと。  
 介護支援専門員証交付申請書(新規・更新)は、山口県長寿社会課へ提出のこと。  
 (更新研修等の実施機関である山口県社会福祉協議会では受付をしていない。)  
有効期間が満了するまでに、研修受講及び研修修了後の更新手続きができるよう、研修の受講計画を早めに立てること。  
 研修制度については、ウェブサイト「かいごへるぷやまぐち」に掲載している。  
 原則として、研修は、登録している県での受講となるが、受講できなかった場合、他県で受講することが可能な場合があるので、必ず山口県長寿社会課地域包括ケア推進班に問い合わせのこと。

[ 参考資料 1 ]

介護支援専門員の更新研修等について

1 有効期間内の者

有効期間満了時まで、更新に必要な研修修了 介護支援専門員証交付申請をしてください。有効な介護支援専門員証がないと、実務に就けません。



平成30年3月31日までに有効期間が満了する者

平成28年度更新研修を受講することができます。

(有効期間満了日の前年度から、更新研修を受講することができます。)

平成30年4月1日以降に有効期間が満了する者

平成28年度は、更新研修を受講することはできませんが、勤務年数等の要件を満たしていれば、専門研修を受講することができます。

専門研修(56時間) 実務従事者で、就業後6か月以上の者

専門研修(32時間) 実務従事者で、就業後3年以上の者

2 有効期間が満了した者

有効期間満了後、再研修を修了後、申請に基づき専門員証が交付されれば、再び、実務に就くことができます。 介護支援専門員証の交付を受けるまでは、実務に就くことはできません。

**有効期間満了後** → **再研修(54時間)**

3 2回目の更新をする者

専門研修や更新研修で計88時間( + )の修了によって、更新を済ませた方は、更新後に実務経験があれば、次回更新に必要な研修は32時間( )のみとなり、56時間( )は免除となります。

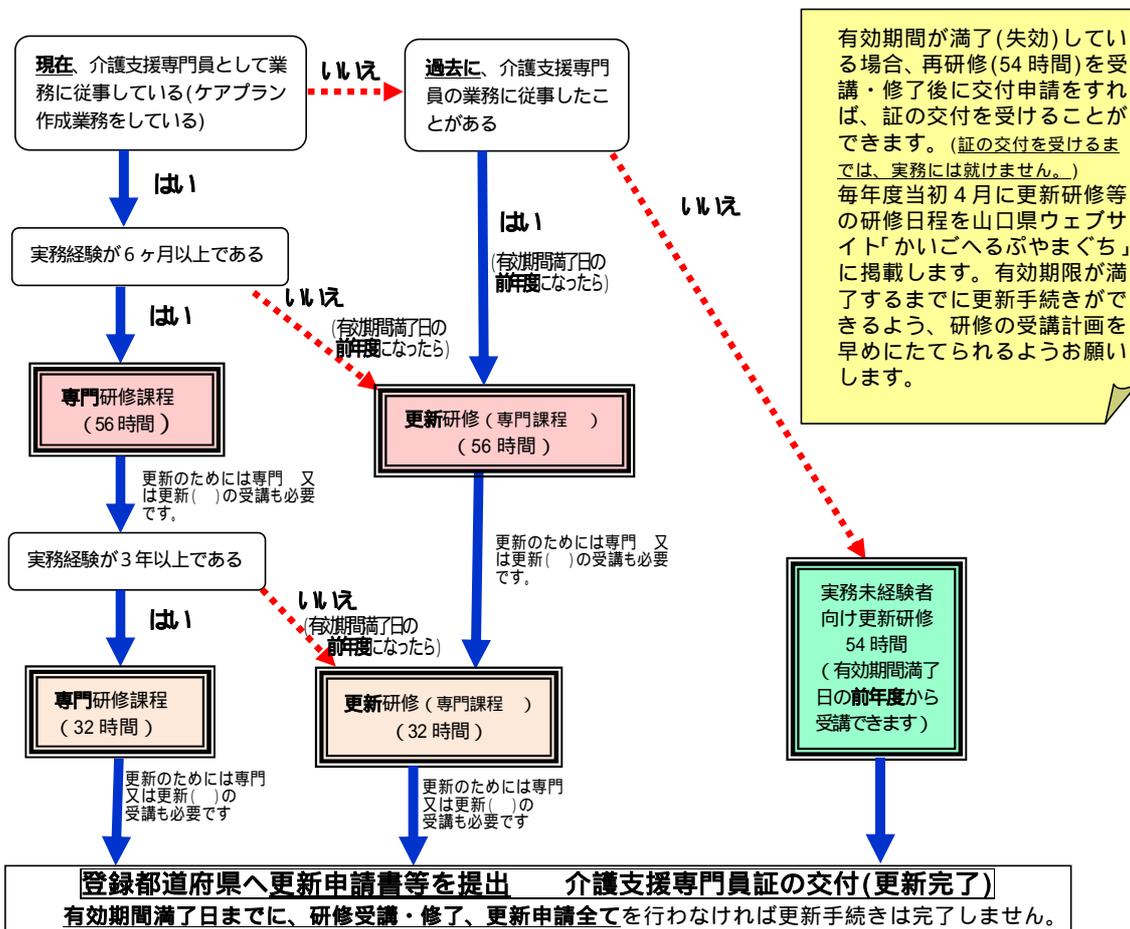
上記の56時間( )の免除について、下記 の場合は対象となりません。

有効期間満了後、再研修を修了し、専門員証の新規交付を受けた場合

直近の更新時に、更新研修(実務未経験者向け)の修了により、専門員証を更新した場合

[ 参考資料 2 ]

介護支援専門員証の初回更新について



**更新に必要な研修について**

- 介護支援専門員の実務経験のない方は、実務未経験者向け更新研修(54時間)を受講
- 介護支援専門員の実務経験のある方は、次の～のいずれかを受講(合計88時間)
  - 専門研修課程(56時間) + 専門研修課程(32時間)
  - 専門研修課程(56時間) + 更新研修(専門課程)(32時間)
  - 更新研修(専門課程)(56時間) + 専門研修課程(32時間)
  - 更新研修(専門課程)(56時間) + 更新研修(専門課程)(32時間)

専門研修課程と更新研修(専門課程)、専門研修課程と更新研修(専門課程)はそれぞれ同じ内容です。更新研修は、有効期間満了日の前年度に受講が可能、専門研修については、介護支援専門員業務従事者で、必要な経験年数を満たしている場合に受講が可能となるものです。専門研修が受講可能な方は、早めに専門研修として受講されることをお勧めします。

**更新手続きの際に提出する書類等** 有効期間満了日の4ヶ月前から受付(1ヶ月前までには提出のこと)

- 介護支援専門員証交付申請書(別記第6号様式)
- 山口県収入証紙 4,200円(市役所、町役場、県内県税事務所で購入可)
- 研修の修了証明書の写し 写真(縦3cm×横2.4cm)
- 介護支援専門員証の写し(原寸をA4用紙にコピーのこと)
- 返信用封筒 定形郵便封筒(縦23.5cm×横12cm以内)に簡易書留代392円分(H26.4改正)の切手を貼付、返送先の住所・氏名を記載
- 介護支援専門員証登録事項変更届出書(別記第3号様式) 住所・氏名に変更がある場合のみ



[ 参考資料 3 ]

主任介護支援専門員更新制度について

平成28年度から主任介護支援専門員の資格に更新制度が導入されます。

主任介護支援専門員(更新)研修修了証明書(主任介護支援専門員資格)の有効期間は5年間です。

更新制度導入の経過措置による主任介護支援専門員の資格有効期間は以下のとおりです。

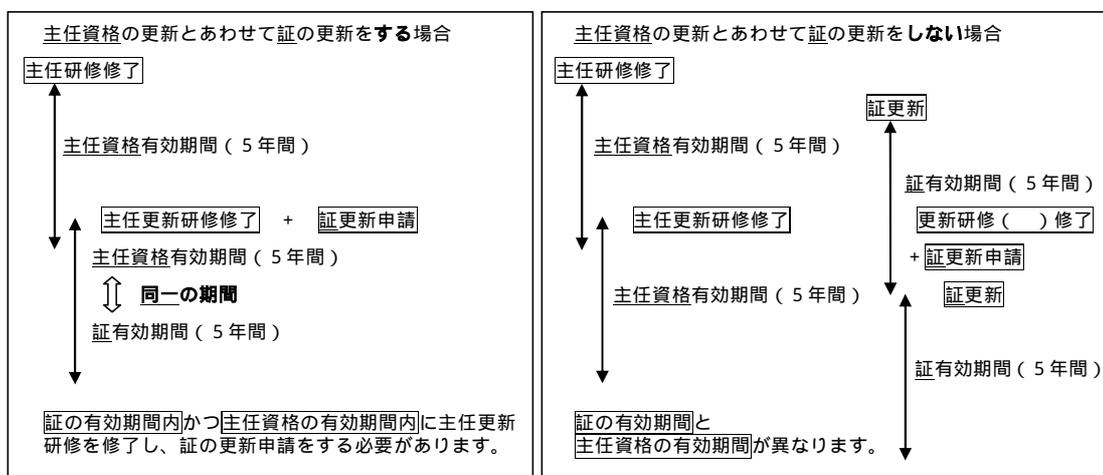
|                         |              |
|-------------------------|--------------|
| ・平成18～23年度に主任研修を修了した者   | 平成31年3月31日まで |
| ・平成24、25年度に主任研修を修了した者   | 平成32年3月31日まで |
| (参考)平成26年度研修修了者         | 平成31年12月8日まで |
| 平成27年度研修修了者             | 平成32年12月7日まで |
| (山口県で主任介護支援専門員研修を修了した者) |              |

主任介護支援専門員の資格有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了することにより、主任介護支援専門員の資格を更新することができます。

主任介護支援専門員更新研修は、当該研修受講要件(以下の～)のいずれかを満たす主任介護支援専門員のみ受講できます。

- 資格を有する期間内(過去5年間以内)に、介護支援専門員法定研修及び日本(都道府県)介護支援専門員協会(地域支部除く)が開催する介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者。
- 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の山口県が定める基準を満たす研修(『かいごへるぶやまぐち』に掲載予定)等に毎年度4回(他都道府県開催研修は4回のうち2回まで)以上参加した者。
- 資格を有する期間内(過去5年間以内)に、日本ケアマネジメント学会及び日本(都道府県)介護支援専門員協会が開催する研究大会及び介護保険研究大会において、介護支援専門員に関する事例等について演題発表した経験がある者。
- 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー。

主任介護支援専門員更新研修を修了した者は、「介護支援専門員更新研修」の受講は免除されます。また、主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の有効期間は、主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付します(下図)。



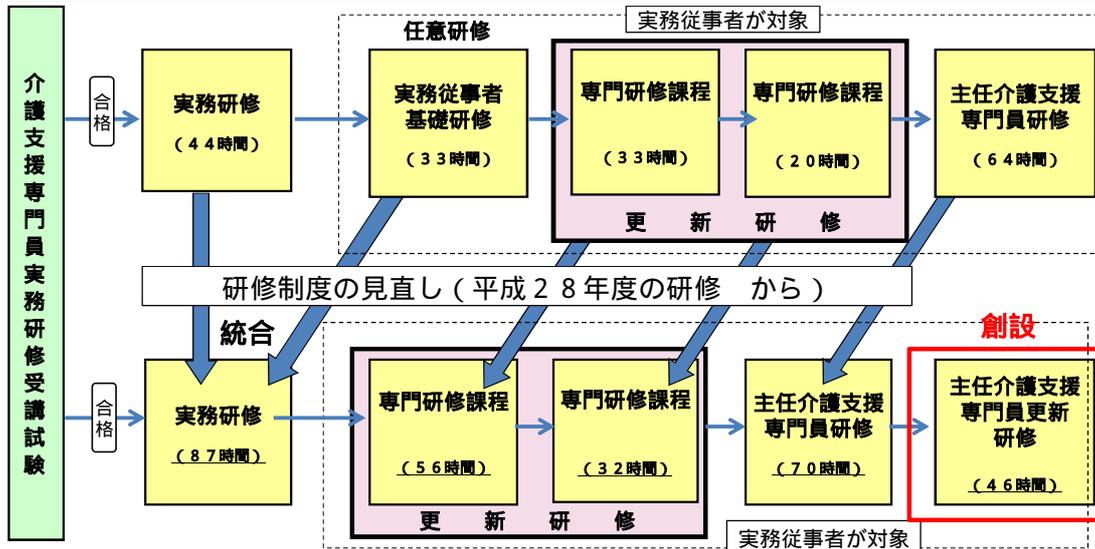
平成28年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》13-1  
 (介護老人保健施設、短期入所療養介護(老健)、介護予防短期入所療養介護(老健))

介護支援専門員(ケアマネジャー)の研修制度の見直し

参考資料4

地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、利用者の尊厳を旨とした自立支援に資するケアマネジメントを実践できる専門職を養成するため、介護支援専門員に係る研修制度を見直す。  
 入口の研修である介護支援専門員実務研修を充実するため、任意の研修となっている介護支援専門員実務従事者基礎研修を介護支援専門員実務研修に統合。  
 主任介護支援専門員に更新制を導入し、更新時の研修として更新研修を創設。  
 専門職として修得すべき知識、技術を確認するため、各研修終了時に修了評価を実施。

赤枠が今回の改正部分



( ) 実務研修等は平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から、専門研修等は平成28年4月1日から施行。

介護支援専門員実務研修の見直しについて

| 研修科目(介護支援専門員実務研修)       |                               | 時間                      |  |
|-------------------------|-------------------------------|-------------------------|--|
| 講義                      | 介護保険制度の理念と介護支援専門員             | 2                       |  |
|                         | 介護支援サービス(ケアマネジメント)の基本         | 2                       |  |
|                         | 要介護認定等の基礎                     | 2                       |  |
|                         | 介護支援サービス(ケアマネジメント)の基礎技術       |                         |  |
|                         | 受付及び相談と契約                     | 1                       |  |
|                         | アセスメント、ニーズの把握の方法              | 2                       |  |
|                         | 居宅サービス計画等の作成                  | 2                       |  |
|                         | モニタリングの方法                     | 2                       |  |
|                         | 実習オリエンテーション                   | 1                       |  |
|                         | 介護支援サービス(ケアマネジメント)の展開技術       |                         |  |
|                         | 相談面接技術の理解                     | 3                       |  |
|                         | 地域包括支援センターの概要                 | 2                       |  |
|                         | 演習                            | 介護支援サービス(ケアマネジメント)の基礎技術 |  |
| アセスメント、ニーズの把握の方法        |                               | 4                       |  |
| アセスメント、居宅サービス計画等作成演習    |                               | 6                       |  |
| 居宅サービス計画等の作成            |                               | 4                       |  |
| 介護予防支援(ケアマネジメント)        |                               | 4                       |  |
| 介護支援サービス(ケアマネジメント)の展開技術 |                               |                         |  |
| チームアプローチ演習              | 3                             |                         |  |
| 意見交換、講評                 | 1                             |                         |  |
| 実習                      | 介護支援サービス(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習 |                         |  |
| 合計                      |                               | 44                      |  |

任意研修であった実務従事者基礎研修を統合(=実務研修の充実)

| 研修科目(介護支援専門員実務従事者基礎研修) |                          | 時間 |
|------------------------|--------------------------|----|
| 講義                     | ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理 | 3  |
|                        | ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方   | 7  |
|                        | ケアマネジメント演習講評             | 6  |
| 演習                     | ケアマネジメント点検演習             | 14 |
|                        | 研修を振り返っての意見交換、ネットワーク作り   | 3  |
| 合計                     |                          | 33 |

| 研修科目(新・介護支援専門員実務研修)          |   | 時間 |  |
|------------------------------|---|----|--|
| 講義                           | 介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント                          | 3  |  |
|                              | ケアマネジメントに係る法令等の理解(新)                            | 2  |  |
|                              | 地域包括ケアシステム及び社会資源(新)                             | 3  |  |
|                              | ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義(新)                 | 3  |  |
|                              | 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理(新)                     | 2  |  |
|                              | ケアマネジメントのプロセス(新)                                | 2  |  |
|                              | 実習オリエンテーション                                     | 1  |  |
|                              | 自立支援のためのケアマネジメントの基本                             | 6  |  |
|                              | 相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術の基礎                     | 4  |  |
|                              | 利用者、多くの種類の専門職等への説明及び合意(新)                       | 2  |  |
|                              | 介護支援専門員に求められるマネジメント(チームマネジメント)(新)               | 2  |  |
|                              | ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術                            |    |  |
|                              | 受付及び相談並びに契約                                     | 1  |  |
| 演習                           | アセスメント及びニーズの把握の方法                               | 6  |  |
|                              | 居宅サービス計画等の作成                                    | 4  |  |
|                              | サービス担当者会議の意義及び進め方(新)                            | 4  |  |
|                              | モニタリング及び評価                                      | 4  |  |
|                              | 実習振り返り  | 3  |  |
|                              | ケアマネジメントの展開(新)                                  |    |  |
|                              | 基礎理解  | 3  |  |
|                              | 脳血管疾患に関する事例                                     | 5  |  |
|                              | 認知症に関する事例                                       | 5  |  |
|                              | 筋骨格系疾患と廃用症候群に関する事例                              | 5  |  |
|                              | 内臓の機能不全(糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等)に関する事例 | 5  |  |
|                              | 看取りに関する事例                                       | 5  |  |
|                              | アセスメント、居宅サービス計画等作成の総合演習(新)                      | 5  |  |
| 研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り | 2   |    |  |
| 実習                           | ケアマネジメントの基礎技術に関する実習                             |    |  |
| 合計                           |   | 87 |  |

平成28年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》13-1  
 (介護老人保健施設、短期入所療養介護(老健)、介護予防短期入所療養介護(老健))

介護支援専門員専門研修の見直しについて

| 研修課目(専門研修) |   | 時間     | 研修課目(専門研修)                                |   | 時間  |
|------------|---|--------|---|---|-----|
| 講義         | 介護保険制度論                                     | 2      | 講義  | 介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状                     | 3   |
|            | 対人個別援助                                      | 2      |   | 対人個別援助技術及び地域援助技術                          | 3   |
|            | ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理                    | 1      |   | ケアマネジメントの実践における倫理                         | 2   |
|            | ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方                      | 3      |   | ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践(新)           | 4   |
|            | 保健医療福祉の基礎理解「高齢者の疾病と対処及び主治医との連携」             | 4      |   | 個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習(新)                  | 2   |
|            | 保健医療福祉の基礎理解「社会資源活用」                         | 3      |   | ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定                | 1 2 |
|            | 保健医療福祉の基礎理解「人格の尊重及び権利擁護」                    | 2      |   | ケアマネジメントの演習(新)                            |     |
|            | 保健医療福祉の基礎理解「リハビリテーション」                      | 3      |   | リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例                  | 4   |
|            | 保健医療福祉の基礎理解「認知症高齢者・精神疾患」                    | 3      |   | 看取り等における看護サービスの活用に関する事例                   | 4   |
|            | サービスの活用と連携「訪問介護・訪問入浴介護」                     | 3      |   | 認知症に関する事例                                 | 4   |
|            | サービスの活用と連携「訪問看護・訪問リハビリテーション」                | 3      |   | 入退院時等における医療との連携に関する事例                     | 4   |
|            | サービスの活用と連携「居宅療養管理指導」                        | 3      |   | 家族への支援の視点が必要な事例                           | 4   |
|            | サービスの活用と連携「通所介護・通所リハビリテーション」                | 3      |   | 社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例                 | 4   |
|            | サービスの活用と連携「短期入所・介護保険施設」                     | 3      |   | 状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例 | 4   |
|            | サービスの活用と連携「介護保険施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護」 | 3      |   | 研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り(新)           | 2   |
| 演習         | 対人個別援助技術(ソーシャルケースワーク)                       | 9      | 合計  | 5 6                                       |     |
|            | 3課目を選択して受講                                  | 合計 3 3 |   |   |     |
| 研修課目(専門研修) |   | 時間     | 研修課目(専門研修)                                |   | 時間  |
| 講義         | 介護支援専門員特別講義                                 | 2      | 講義  | 介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開                  | 4   |
|            | 介護支援専門員の課題                                  | 3      |   | ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(新)                |     |
|            | 「居宅介護支援」事例研究 1                              | 6      |   | リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例                  | 4   |
|            | 「施設介護支援」事例研究 2                              | 6      |   | 看取り等における看護サービスの活用に関する事例                   | 4   |
| 演習         | サービス担当者会議演習                                 | 3      | 講義・演習                                     | 認知症に関する事例                                 | 4   |
|            | 「居宅介護支援」演習 1                                | 6      |   | 入退院時等における医療との連携に関する事例                     | 4   |
|            | 「施設介護支援」演習 2                                | 6      |   | 家族への支援の視点が必要な事例                           | 4   |
|            | 1か 2を選択して受講                                 | 合計 2 0 |   | 社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例                 | 4   |
|            |   |        | 状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例 |   | 4   |
|            |   |        | 合計  |   | 3 2 |

主任介護支援専門員研修の見直しについて

| 研修課目 |                          | 時間  | 研修課目  |                                 | 時間  |
|------|--------------------------|-----|-------|---------------------------------|-----|
| 講義   | 対人援助者監督指導(スーパービジョン)      | 6   | 講義    | 主任介護支援専門員の役割と視点                 | 5   |
|      | 地域援助技術(コミュニティソーシャルワーク)   | 3   |       | ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援     | 2   |
|      | 人事・経営管理に関する講義            | 3   |       | ターミナルケア                         | 3   |
|      | 主任介護支援専門員の役割と視点          | 5   |       | 人材育成及び業務管理                      | 3   |
|      | ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理 | 3   |       | 運営管理におけるリスクマネジメント               | 3   |
|      | ターミナルケア                  | 3   |       | 地域援助技術                          | 6   |
|      | 人事・経営管理                  | 3   |       | ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現(新) | 6   |
|      | サービス展開におけるリスクマネジメント      | 3   |       | 対人援助者監督指導                       | 1 8 |
| 演習   | 対人援助者監督指導                | 1 2 | 講義・演習 | 個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開     | 2 4 |
|      | 地域援助技術                   | 3   |       | 合計                              | 7 0 |
|      | 事例研究及び事例指導方法             | 1 8 |       |                                 |     |
| 合計   |                          | 6 4 |       |                                 |     |

主任介護支援専門員更新研修として  
新たに創設

| 研修課目  |   | 時間  |
|-------|---|-----|
| 講義    | 介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向(新)                  | 4   |
|       | 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(新)         |     |
| 講義・演習 | リハビリテーション及び福祉用具活用に関する事例                   | 6   |
|       | 看取り等における看護サービスの活用に関する事例                   | 6   |
|       | 認知症に関する事例                                 | 6   |
|       | 入退院時等における医療との連携に関する事例                     | 6   |
|       | 家族への支援の視点が必要な事例                           | 6   |
|       | 社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例                 | 6   |
|       | 状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービスや施設サービス等)の活用に関する事例 | 6   |
| 合計    |   | 4 6 |